

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議

ロシアは、2月24日、ウクライナへの侵略を開始した。その結果、子どもを含む大勢の一般市民が犠牲になっている。

今回のロシアの行動は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる国際法違反であり、国連憲章の重大な違反である。力を背景とした一方的な現状変更は、絶対に認めることはできない。人々の自由と生命を踏みにじる戦争は、廃墟と悲しみ、憎しみしか生まない。さらに、核兵器による威嚇は、唯一の戦争被爆国として断じて容認できない。

ここにまんのう町議会は、ロシアが直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力で取り組むよう、強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月17日

まんのう町議会